

令和7年6月16日受付	議長	局長	次長	係
肝付町議会事務局 第273号	電子	電子	電子	電子

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 令和7年5月30日（金）
午前10時00分開議 ～ 午前11時55分散会
2. 場 所 第1委員室
3. 出席委員 宮後・柳・前原・松元・吉原・田中・富永・（議長） 欠席なし
4. 事務局職員 西迫事務局長・小野原参事
5. 説 明 員 なし
6. 参 考 人 なし
7. 会議に付した事件
 - 第1号 6月定例会の日程について
 - 第2号 一般質問等の取り扱いについて
 - 第3号 諸報告書の提出期限について
 - 第4号 常任委員会等の日程について
 - 第5号 定例会付議事件について
 - 第6号 請願・陳情等の取り扱いについて
 - (1) ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善をはかるための、2026年度政府予算に係る国への意見具申について
 【提出者】 住所 肝属郡肝付町 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]
 - (2) 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について
 【提出者】 住所 肝属郡肝付町 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]
 - (3) 要望書
 【提出者】 住所 鹿屋市 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]
 - 第7号 議員派遣について
 - 第8号 諮問について
 - 第9号 その他
8. 議事の経過概要
別紙のとおり

議会運営委員会 委員長 宮後 竜一



議会運営委員会次第

令和7年5月30日（金）午前10時

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 協議（事件）

第1号 6月定例会の日程について

- 6月6日（金） 本会議（初日）
- 6月12日（木） 本会議（中日）
- 6月20日（金） 本会議（最終日）
- 会期：（15）日間

※いずれも午前10時開会

第2号 一般質問等の取り扱いについて

- 3人が通告書を提出（別添資料1）

※富永議員・・・一般質問 2（1）（1）取り下げ

※益山議員・・・一般質問 1 答弁者に農業委員会会長を加える。

※議長が後日本人に確認する。

6月12日（木） 3名

第3号 諸報告書の提出期限について

- 所管事務調査報告書、閉会中継続調査申出書は、
6月16日（月）午後5時までに事務局へ提出

第4号 常任委員会等の日程について

- 全員協議会 6月6日（金）・12日（木）定例会終了後
- 総務・文教委員会 6月10日（火） 午前10時
- 産業・福祉委員会 6月10日（火） 午前10時
- 議会広報委員会 6月12日（木） 全員協議会終了後
- 議会運営委員会 6月9日（月） 午前10時

※説明員の出席要求等、早めに事務局へ連絡してください。

第5号 定例会付議事件について（別添資料2）

（1）初日：提出議題について

- ①陳情第1号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情については、総務・文教委員長報告の後、質疑、討論、採決を行う。

- ②発委第1号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書については、総務・文教委員長説明の後、質疑、討論、採決を行う。
- ③報告第1号 令和6年度肝付町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、町長・総務課長が報告を行う。質疑等を行わない。
- ④報告第2号 債権放棄の報告については、町長・総務課長が報告を行う。質疑等を行わない。
- ⑤承認第1号 肝付町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、税務課長の説明後、質疑、討論、採決を行う。
- ⑥承認第2号 肝付町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、税務課長の説明後、質疑、討論、採決を行う。
- ⑦議案第33号 令和7年度肝付町一般会計補正予算（第1号）については、町長・総務課長の説明後、質疑、討論、起立採決を行う。
- ⑧議案第34号 令和7年度肝付町特別会計国民健康保険事業費事業勘定補正予算（第1号）については、町長・健康増進課長の説明後、質疑、討論、起立採決を行う。

(2) 中日：一般質問

(3) 最終日：議案は、中日に配布予定

- ①常任委員会に付託された事件で、委員長報告及び発議（発委）があるものは、1件ごとに質疑、討論、採決を行う。
- ②閉会中の所管・所掌事務調査の議決を行う。
- ③議員派遣の議決を行う。

第6号 請願・陳情等の取り扱いについて

- (1) ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善をはかるための、2026年度政府予算に係る国への意見具申について (別添資料3-1)

【提出者】 住所 肝属郡肝付町

氏名

※処理 総務・文教委員会へ付託

- (2) 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について (別添資料3-2)

【提出者】 住所 肝属郡肝付町

氏名

※処理 総務・文教委員会へ付託

- (3) 要望書 (別添資料3-3)

【提出者】 住所 鹿屋市

氏名

※処理 文書配布

第7号 議員派遣について

(1) 正副議長・正副委員長研修会

- ①目的 肝属郡町村議会議長会主催研修会への出席
- ②派遣場所 鹿児島市
- ③派遣期間 令和7年7月16日～17日
- ④派遣議員 正副議長・正副委員長

(2) 市町村政研修会

- ①目的 町村議会議長会・町村会・市議会会長会・市長会・市町村振興協会共催研修会への出席
- ②派遣場所 鹿児島市
- ③派遣期間 令和7年8月7日
- ④派遣議員 全議員

(3) 正副議長研修会

- ①目的 県町村議会議長会主催研修会への出席
- ②派遣場所 鹿児島市
- ③派遣期間 令和7年8月19日
- ④派遣議員 正副議長

第8号 諮問について

- 議会議員定数条例改正に伴う各条例等の改正について(別添資料4)
※6月9日に再度協議
- 標準町村議会傍聴規則改正について(別添資料5)
※6月9日に再度協議
- 議会図書室の設置について
※応接室に設置

第9号 その他

4. 閉会

令和7年6月23日受付	議長	局長	次長	係
肝付町議会事務局 第290号	電子	電子	電子	電子

委員会会議録

(議会運営委員会)

- 1.日時 令和7年6月9日(月) 午前・午後10時00分開議～午後15時00分散会
- 2.場所 内之浦総合支所 3階 旧町長室
- 3.出席委員 宮後、柳、前原、松元、吉原、田中、富永、有留 計8人
事務局職員 西迫、小野原 計2人
- 5.説明員 なし
- 6.参考人 なし
- 7.会議に付した事件
 1. 諮問について
 - (1) 議会議員定数条例改正に伴う各条例等の改正について
 - (2) 標準町村議会傍聴規則改正について
 - (3) 議会図書室の設置について
 2. その他
 - (1) 令和7年度行事予定について
 - (2) 傍聴者との意見交換会について
 - (3) 県道及び国道維持管理に関する意見書について

事項協議

1. 諮問について
 - (1) 議会議員定数条例改正に伴う各条例等の改正について
 - ①肝付町議会委員会条例について
 - 現状：議員定数14名、各常任委員会の定数はそれぞれ7名。改選後、議員定数が12名に削減されるため、常任委員会の定数を見直す必要がある。
議会運営委員会、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の定数も要検討。
 - 提案：各常任委員会（総務文教・産業福祉・議会広報）の定数を各6名に削減する案。
議会広報委員会の名称を「議会広報公聴委員会」に変更する案。
議会運営委員会の定数を6名に削減する案。
資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の定数は変更しない案。
 - 結果：各常任委員会（総務文教・産業福祉・議会広報）の定数は、各6名に変更する。
議会運営委員会の定数は7名のまま変更しない。
資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の定数は、10名のまま変更しない。
議会広報委員会の名称変更については、全会一致とならなかったため、今後の協議事項とする。

②肝付町会議規則について

○第9条(会議時間)

2名のまま変更しない。

○第14条(議案の提出)・第17条(修正の動議)

現行では2名以上の賛成が必要。

- ・上位法（地方自治法）により1/12以上となっている。12名定数であれば1名で提出可能と変更すべき。
- ・議事の遷延を目的とするような案件の乱発を防止するためにも現行のままとすべき。
- ・結果：保留。→議運では、全会一致が原則。定例会後の反省会時に再協議を行う。

○第16条(動議成立に必要な賛成者の数)

標準会議規則にて人数の定めがあるため、現行のままだ変更しない。

○第19条(先決動議の措置)

- ・現行のままだ変更しない。

○第32条(開票及び投票の効力)

- ・現行のままだ変更しない。

○第37条(一括議題)

- ・現行のままだ変更しない。

○第56条(発言時間の制限)

- ・現行のままだ変更しない。

○第82条(投票による表決)

- ・現行のままだ変更しない。

○第87条(簡易表決)

- ・現状、1名の異議により起立採決を採用しており、1名に変更すべき。

○第88条(表決の順序)

- ・現行のままだ変更しない。

○第127条(会議録署名議員)

- ・欠席や不慮の事態へ対応するため、3名に変更する。

③肝付町議会広報の発行に関する規定について

○第2条(編集委員会)

- ・委員の数を7名から6名に変更する。（委員会条例に連動）

④肝付町議会運営に関する申し合わせ事項について

○委条8（委員の選任）

- ・現行のままだ変更しない。

（2）標準町村議会傍聴規則改正について

- 提示された改正案について、全会一致で承認された。

（3）議会図書室の設置について

- 地方自治法で設置が義務付けられている議会図書室が未設置である現状の確認、新規設置の必要性、設置場所および設置条例等の必要性に関する協議を行い、議会図書室を設置する方針を決定した。具体的な設置場所、設置条例の内容、管理方法については、継続して協議を進める。6月定例会終了後、支所から本棚2個程度搬入してみる。本棚の大きさ等実物を参考に、図書室設置に関する場所等改めて協議を行う。

2. その他

(1) 令和7年度行事予定について

- 年間行事予定案が提示され、各定例会の日程について確認
- 決算・予算委員会の審議時間を十分に確保するため、日程の精査を行いたい要望あり。
- 12月定例会の中日（11日、12日）に議会コンサートを開催する方向で議長による調整を進めることが合意された。

(2) 傍聴者との意見交換会について

- 6月定例会終了後、傍聴者との意見交換会を実施することを確認。
- 対象は全議員とし、防災無線等で広く参加を呼びかけることで合意。

(3) 県道及び国道の維持管理に関する意見書について

- 「県道の適切な維持管理の拡充を求める意見書」及び「国道448号線の適切な維持管理と草払いの強化を求める意見書について」の2案を承認し、最終日に提出することで合意。

質疑応答

議会議員定数条例改正に伴う各条例等の改正について

Q. 近隣市町村の状況は？

A. 議員定数12名の自治体では、常任委員会を6名としている例が多い。東串良町は例外的に定員10名で、各常任委員会5名、広報委員会4名となっている。

Q. 議会運営委員会の定数はどうするか？

A. 委員長、副委員長が含まれるため、単純に削減するのは難しい。現状維持の7名が良いのではないかとの意見が出された。

肝付町会議規則についての改正について

Q. 議案提出に1名の賛成で良いのか？

A. 上位法に則れば1名で可能。乱発を防ぐために2名以上とすることが適切であるという解説書もあるが、活発な議論を促すためには1名でも良いのではないかとの意見が出された。

Q. 上位法である地方自治法では、提出者を含め1/12以上の賛成で足りると解釈できるが、現行規則では2名の賛成者を求めている。どちらを優先すべきか。

A. 一部の委員からは「議会の品位を保ち、議事の乱発を防ぐために複数の賛成者を求めるべき」という意見が出された一方、「議員の権利を尊重し、上位法に則り1名での提出を認めるべき」という意見も出され議論が平行線となり、結論には至らず。

Q. 資格審査・懲罰特別委員会の定数10名はどのように決まったのか？

A. 合併当時の議員定数（22名）やその後の定数（16名）から考えても10名は多いのではないかと考えるが、過去の決定経緯は不明。

Q. 修正動議の発議に必要な人数は？

A. これも上位法に則り、1名以上とすべきではないかとの意見が出された。

Q. 簡易表決の異議申し立て現行規則では「2名以上」の異議で起立採決となっているが、これまで1名でおこなっているのでは？

A. 「これまで1人の『異議あり』で起立採決に移行してきたのが実態であり、その方が円滑だ」との意見が出され、規則を実態に合わせるべき。

Q. 署名議員が欠席した場合には、新たに指名するだけでは？手続きが煩雑か？

A. 過去に署名議員の病気療養により、署名がもらえない状況が発生した事例がある。また、署名議員の欠席時に、新たな指名を失念したこともある。地方自治法が「2人以上」と定めていることを踏まえ、予備を含めて「3人」に改めることで、より円滑な運営が図れると考える。

Q. 図書室の設置場所はどこを想定しているか？

A. 現在、使用頻度の低い「応接室」が有力な候補である。この部屋は、過去に特別な来客時の待合室として使用された程度で、恒常的な利用はない。他の委員会室はそれぞれ必要性があり、消去法的に応接室が適当かと考えている。地方自治法で義務付けられている施設が今までなかったこと自体が問題である。設置するからには、議員が有効活用できる施設にすべきだ。図書室を設置するためには、設置目的、利用時間、管理方法などを定めた「設置規則等」を制定する必要がある。ネット上に高原町などの他自治体の参考がある。内之浦総合支所には、立派な図書室と書棚があるが活用されていない。これを移設することも選択肢として考えられる。

決定事項

1. 常任委員会の定数：常任委員会の各定数は6名とする。
2. 議会運営委員会の定数：重要性を鑑み、現行のまま7名とする。
3. 資格審査特別委員会および懲罰特別委員会の定数：現行のまま10名とする。
4. 議会広報委員会の名称変更：今後の協議事項とする。
5. 会議規則の第14条(議案の提出)・第17条(修正の動議)の定数：再協議とする。
6. 会議規則第127条(会議録署名議員)の定数：3名に変更する。
7. 会議規則にあるその他の定数：現行のままとする。
8. 肝付町議会広報の発行に関する規定の定数：常任委員会定数に合わせて6名に変更する。
9. 肝付町議会運営に関する申し合わせ事項の定数：現行のままとする。
10. 肝付町議会傍聴規則：標準町村議会傍聴規則の改正内容に合わせた改正を行う。
11. 議会図書室の設置：設置の方針を決定。総合支所議員図書室の本棚2本を委員会室に移設してみる。大きさ等を参考に、設置場所の検討を行う。
12. 令和7年度行事予定：予算・決算審査の充実のため日程の精査を行う。
13. 傍聴者との意見交換：全議員を対象として実施する。
14. 県道及び国道の維持管理に関する意見書：全会一致で最終日に提出を決定。

まとめ

本日の議会運営委員会では、議員定数削減に伴う条例及び規則に係る、定数規定に関する改正の要否等について協議が行われました。常任委員会の定数については、議員定数12名に合わせて、各委員会6名に削減することなど、具体的な議論が行われました。簡易表決や会議録署名議員の人数については、これまでの議会運営の状況や課題等を踏まえ、より望ましい形への改正が決定されました。一方で、動議の提出要件等、慎重な検討が必要とされ、継続協議となった案件もありました。より、合理的で効率的な議会運営を目指すための一歩となり、重要な協議内容となりました。また、議会図書室の設置についても協議が行われ、地方自治法上の設置義務があるにもかかわらず未設置であったことから、新たに設置する方針が決定されました。設置場所については、現在の応接室を活用する案が有力ですが、今後さらに検討を進めることとなりました。なお、設置にあたっては、目的や利用方法を定めた条例等の制定が必要であることが確認され、今後の協議の参考とするため、内之浦総合支所内の旧議会図書室等の視察を行いました。

令和7年6月24日受付 肝付町議会事務局 第296号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 令和7年6月20日（金）
午前8時45分開議 ～ 午前8時55分散会
2. 場 所 第1委員室
3. 出席委員 宮後・前原・松元・田中・富永・（有留） 欠席：柳・吉原
4. 事務局職員 西迫・小野原
5. 説 明 員 なし
6. 参 考 人 なし
7. 会議に付した事件
 - （1）閉会中の継続調査事項について
 - ①定例会・臨時会の会議日程及び議会の運営に関する事項について
 - ②条例・規則等の見直しについて
 - 委員長長より提案があった。
 - （2）その他
 - ①第2回定例会の反省会について
 - 委員長より、反省会の日程について協議したい旨提案があった。
 - 来週中（23日(月)、24日(火)など）での早期開催を希望。
 - ②一般質問における通告書のあり方について
 - 議長より、反省会で協議したい事項として、一般質問の通告書のあり方について提起があった。
 - 主な論点として、今回の一般質問において通告の範囲内であったか疑問があった。通告書にどこまで詳細な内容を記載すべきか、通告内容と実際の質問との間にどの程度の関連性があれば許容されるか、など協議の依頼があった。
 - また、より建設的な質疑応答を促すための通告書の様式改善についても検討したいとの要望があった。

質 疑 応 答

- 閉会中の継続調査事項について
特になし
- 第2回定例会の反省会日程について
25日の午前10時からで全体確認
- 一般質問における通告書のあり方について
 - 質問の一部には、通告外だと感じる場面があったが、執行部との事前打ち合わせが行われている様子が伺えたため認めた経緯がある。
 - 通告は文章で作成するため、記載漏れや、打ち合わせの中で内容が広がる場合もある。
 - 通告書の様式について、質問したいこと、どういうことを聞きたいか、どのような答弁を望んでいるかなどを記載するような形を検討してはどうか。過去の研修資料に参考となるものがあったと思われる。現行の議会事務局が示している通告書の参考例が、かえって大雑把な通告を助長している可能性がある。項目立てで具体的に示すべきであり、通告書の書き方や内容について議論したい。

- 通告書をあまりに詳細に書くと、そこから少しでも外れた場合に「通告外」と指摘されやすくなるのではないかと。
- 当局の答弁内容を受けての質問は許容されるべきであり、ある程度幅を持たせた通告書の方が良いのではないかとと思う。
- 通告書をある程度詳しく記載しないと、質問の範囲が曖昧になり、議会運営や執行部との事前協議に支障が出る。また、通告内容から著しく脱線しないことも重要。
- 他市町村でも、一般質問の通告書は詳細に記載する傾向にあると聞いている。

決定事項

1. 閉会中の継続調査事項について

提案された下記2点について、全会一致で閉会中の継続調査とすることを決定した。

①定例会・臨時会の会議日程及び議会の運営に関する事項について

②条例・規則等の見直しについて

2. 次回反省会の日程について

次回の委員会は、25日（水）午前10時から開催することを決定した。

3. 次回の協議事項について

一般質問における通告書のあり方（通告内容の具体性、範囲、通告外質問の扱い、通告書の様式等）について協議することを決定した。

まとめ

本日の会議における協議の結果、閉会中の継続調査事項として「定例会・臨時会の会議日程及び議会の運営に関する事項」及び「条例・規則等の見直しについて」の2点が承認されました。

また、次回委員会の日程は25日（水）午前10時からと決定し、議題として「一般質問における通告書のあり方」について、より建設的な議会運営を目指す観点から幅広く意見交換を行うこととなりました。最後に、柳議員と吉原議員の欠席が報告され、閉会となりました。

議会運営委員会 委員長 宮後 竜一



令和7年6月26日受付 肝付町議会事務局 第298号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 令和7年6月25日（水）
午前10時00分開議 ～ 午前11時35分散会
2. 場 所 第1委員室
3. 出席委員 宮後・前原・松元・田中・富永・吉原 遅参：柳・（有留）
4. 事務局職員 西迫・小野原
5. 説 明 員 なし
6. 参 考 人 なし
7. 会議に付した事件
 - (1) 第2回定例会の反省について
 - (2) 諮問について
 - ①議会議員定数条例改正に伴う各条例等の改正について
 - ア. 議会広報委員会の名称を「議会広報公聴委員会」に変更する案について
 - イ. 会議規則第14条(議案の提出)及び第17条(修正の動議)に係る定数について
 - ②議会図書室の設置について
 - ③一般質問通告書の様式について
 - (3) その他
 - ①令和7年度行事予定について
 - ②議会モニターからの意見書への対応について
 - ア. 後藤モニターからの意見書
 - イ. 陣之内モニターからの意見書

協議概要

- (1) 第2回定例会の反省について
 - 傍聴者からの声として、「資料のページ数を言われても探しにくい」、「日程にページ数を記載してほしい」などの声があった。また、議会日程の早期周知も要望されている。
 - 商工会青年部が初日の午前中は多数傍聴に来たが、昼以降や最終日には参加がなかった。最終日の意見交換会などにも参加してほしかった。
 - 最終日の当局提案資料が中日に提出されなかった点は課題。
- (2) 諮問について
 - ①議会議員定数条例改正に伴う各条例等の改正について
 - ア. 議会広報委員会の名称を「議会広報公聴委員会」に変更する案について
傍聴者との語る会の担当等、役割変更があるため、全協での協議事項とすべき。
 - イ. 会議規則第14条(議案の提出)及び第17条(修正の動議)に係る定数について

少数意見の尊重か、会議の秩序維持及び効率運用のどちらを重視するか判断であると考えますが、上位法の規定に則り1/12となる1名を提案する。

委員会としては、1名への変更を全会一致での決定事項とする。

②議会図書室の設置について

事務局にて、7月上旬に内之浦総合支所から書棚2個を第2・第3会議室付近に移動させる。皆様には現物の大きさ等を確認した上で最終的な設置場所を決定して頂きたい。図書室設置に関しては、規程による整備を提案させて頂く。案は事務局にて作成の上改めて協議頂きたい。

③一般質問通告書の様式について

現行の通告書では、質問の趣旨や最終的な結論が分かりにくく、議事進行上支障が出ることもあるため、改善案を提示する。

提案された様式は非常に詳細で、作成に手間がかかるのではないかと。現行の様式でも課題への対応は可能であり問題ないとする。

通告書に記載のない質問が出るのが問題。通告内容に沿った質疑が行われれば現行様式の変更は必要ない。

打ち合わせ中や、当局回答内容によって突発的な質問になることもある。

委員会の判断としては、現行の様式を継続使用する。ただし、議事進行に問題が生じるようであれば、議長の判断で必要に応じた様式変更頂きたい。

(3) その他

①令和7年度行事予定について

傍聴者からの声として寄せられた要望への対応としても、議会だよりで年間日程に基づく予定を掲載して対応するのはいかがかと。(鹿屋市議会だより参考)

全会一致で承認。

②議会モニターからの意見書への対応について

ア. 後藤モニターからの意見書

議会への意見書なのか疑問ある。委員会調査の参考資料としては役立つと考える。叶岳・総合グラウンドに関する内容については、全議員への意見書配布と、執行部との情報共有で対応することを確認。

維持管理作業員の業務については、施設ごとでなく公共施設共通で行えないか提案するとともに、適正管理が行われていない理由について執行部に問い正すべき。公共施設のあり方について当局の方針確認も必要。

イ. 陣之内モニターからの意見書

会議等への出席状況について公表するのは問題ないとする。年4回各議員から出欠報告を求めて議会だよりで公表する対応をしたい。議長や委員長などは出席会議が多く、役職のない委員と単純比較されては問題と考えるため、役職の記載も必要。

議会運営委員会としては、全会一致で公表に賛成する。

全員協議会で協議を経て決定する。

まとめ

- モニター意見書から、物価上昇や国際情勢など、生活に直結する課題・身近な公共施設等への

関心が高いことが伺えた。

- 議会運営の改善に向け、資料配布のタイミング、傍聴者への配慮、一般質問のあり方など、多岐にわたる活発な議論が行われた。
- 委員会での決定事項については、今後全協や本会議でのさらなる議論を経て正式決定される。

議会運営委員会 委員長 宮後 竜一

